

## 家族でリフレッシュ！

勤労者協会は、共済加入者に“ゆとりと豊かさ”を感じていただくため、本紙掲載の宿泊施設と保養所契約をしております。共済加入者本人および家族が保養を目的に宿泊された場合に、宿泊料金の補助を行っています。

(契約保養所宿泊利用補助金制度)



\* 全国の公営国民宿舎、休暇村も補助金給付対象の施設です。

### 契約保養所のご利用について

勤労者協会では火災共済保険加入者、総合共済加入者（以下、加入者という）およびその家族が保養を目的に当協会の契約保養所を利用する場合、宿泊利用料の補助金を給付します。

#### 1. 宿泊利用料補助額

大人（12歳以上）	1人に対して	2,000円
子供（4歳以上12歳未満）	1人に対して	1,000円

#### 2. 利用について

利用申し込みは「契約保養所補助金申請書」（以下「申請書」という）にて行います。（利用手続きは右記参照）

#### 3. 補助について

##### (1) 補助金申請の基準と回数

火災共済保険（個人加入）50口以上の加入者、または総合共済3口加入者は契約保養所の利用申請が可能です。  
但し、同一人への補助は年1回を限度とします。

##### (2) 利用期間は毎年4月1日～翌年3月31日までとします。

##### (3) 補助金対象者

加入者(=補助金申請者)と下表記載の人が対象者となります。

加入者と同居の場合	家族全員 (但し、宿泊利用料不要の幼児は対象外)
加入者と別居の場合	加入者の父母、配偶者の父母、 子のうちで独身者

※上記表に当てはまらない場合は対象外です。

##### (4) 団体および親睦での宿泊は対象外です。

(本補助金は家族の保養を目的としています)



※ 本制度の主旨をご理解の上、  
ご利用ください。

### 利用手続きについて

以下の要領で手続きを行ってください。

#### ① 保養所への申し込み

契約保養所一覧表の中から利用を希望する保養所を選択し、その保養所に直接宿泊予約します。

#### ② 申請書の入手・記入

宿泊予約が取れたら、所属団体または協会担当支所に出向いて「申請書」を入手するか、協会のホームページより「申請書」をダウンロード・印刷し、必要事項を記入します。

#### ③ 宿泊当日

「申請書」を宿泊施設のフロントに提出し、確認欄に利用日、利用人数の記入および利用確認の施設印を押印してもらいます。

#### ④ チェックアウト時

宿泊施設の規定料金を支払います。  
(注) 補助金は利用後の給付であって料金割引ではありません。

#### ⑤ 申請書の提出

宿泊利用後「申請書」を協会本部宛に提出します。

#### ⑥ 補助金の受け取り

協会内の手続き終了後、利用者の指定口座に補助金が送金されます。

(注) 「申請書」を提出されても、給付条件を満たしていない場合は、補助金が給付されないケースもありますので、予めご了承願います。